



## ベトナム：新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行下における使用者及び従業員の権利及び義務の概要（2020年2月13日時点）

執筆者：大矢 和秀、マイ・ティ・ゴック・アン(Mai Thi Ngoc Anh)、マイケル・ダグラス(Michael Douglas)

※ 本書は、2020年2月13日時点の情報に基づいて執筆しております。

世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、ベトナムでは、2020年2月13日現在、16例の陽性事例が報告されている。2020年1月23日には、グエン・スアン・フック首相が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行を宣言し<sup>1</sup>、その後、ベトナム政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ベトナムへの入国 2週間以内に中国に滞在した外国人のビザの一時停止、学校・大学の閉鎖、ビザを有する者であっても、中国など COVID-19 の影響を受けた地域への渡航歴がある外国人労働者の再入国を拒否し隔離を要請するなどの一連の措置をとってきた<sup>2</sup>。

COVID-19 の流行により会社及び従業員も影響を受けると考えられるため、COVID-19 の流行下における法令に基づく使用者と従業員の権利と義務について以下概説する。

### 1. 使用者は、事業場における労働安全衛生を確保しなければならない

使用者は、従業員のために安全かつ衛生的な事業場を提供する義務があるため、疾病のまん延を防止するために、感染のリスクを特定し、かつ、リスクを最小限にするための手順を定めるなど、適切な措置をとらなければならない<sup>3</sup>。また、使用者は、事

<sup>1</sup> 2020年2月1日付の首相決定第173号/QD-TTg

<sup>2</sup> 2020年1月28日付首相指令No.05/ST-TTg、2020年1月28日付財務省指令No.01/ST-BTC、2020年1月31日付首相指令No.06/ST-TTg、2020年2月1日付教育訓練省オフィシャルレターNo.265/BGDT-GDT、2020年2月2日付労働・傷病兵・社会問題 省公式電報No.01/CDBLDTBXH

<sup>3</sup> 労働安全衛生法第18.1条

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

業場で行われている予防措置だけでなく、感染のリスクに関する情報を従業員に開示することが義務づけられている<sup>4</sup>。

## 2. 事業場で感染者が発見された場合の対処

次のいずれかに該当する者は、法令に従って隔離されることになる<sup>5</sup>。

- (a) COVID-19 の症状があり、その原因が不明な場合<sup>6</sup>。
- (b) COVID-19 に罹患した者又は COVID-19 の感染源の可能性のある者と接触した場合<sup>7</sup>。
- (c) 最近、COVID-19 の影響を受けた一切の地域から来た、又はかかる地域に渡航した者<sup>8</sup>。

感染の疑いのある者を早期に隔離することを可能にするため、会社は、事業場で COVID-19 の感染者又はその兆候のある者を認識した場合には、(1)最寄りの人民委員会、保健当局又は医療施設に報告し<sup>9</sup>、(2)所轄の保健当局の指示に従い、衛生、消毒及び滅菌対策を実施し<sup>10</sup>、(3)安全で衛生的な事業場を確保するために、感染した従業員(「罹患従業員」)の帰宅又は在宅を指示することを検討することが義務づけられている。

なお、帰宅又は在宅を指示された罹患従業員は、使用者との合意に従って賃金の支払いを受けることになるが、法定最低賃金を下回ってはならない<sup>11</sup>。

他方、感染拡大を防止するため、使用者が罹患従業員以外の従業員に対して自宅待機を指示した場合には、それぞれの雇用契約の内容に従い、当該従業員に対して賃金の全額を支払う義務が発生すると解釈される可能性がある。

## 3. 使用者は、一次的に従業員を他の業務に従事させることができる

COVID-19 の流行により予見できない困難が生じた場合、従業員が同意した場合はこの限りでないが、使用者は、1 年間に 60 日を限度として、労働契約で定められている従業員の業務とは異なる他の業務を命じることができる。ただし、以下の条件を満たす必要がある<sup>12</sup>。

- 新しい業務が従業員の健康状態と性別に適したものであること。
- 従業員に対して、少なくとも 3 営業日前までに、当該業務命令及び新しい業務について通知されること。
- 新たな賃金が従前の賃金の 85%及び法定最低賃金を下回らないことを条件として、新たな業務に適した賃金が支払われること。ただし、新たな業務の賃金が従前の業務の賃金を下回る場合には、30 営業日分の従前の賃金の支払いを受ける権利を有する。

<sup>4</sup> 労働安全衛生法第 13.1 条

<sup>5</sup> 感染症の予防及び予防に関する法律第 49.1 条

<sup>6</sup> 感染症の予防及び予防に関する法律第 2.7 条

<sup>7</sup> 感染症の予防及び予防に関する法律第 2.6 条

<sup>8</sup> 政令 101/2010/ND-CP の第 1.1 条(b)

<sup>9</sup> 感染症の予防及び予防に関する法律第 23.4 条、並びに 2020 年 2 月 2 日付労働・傷病兵・社会問題省公式電報 01/CDBLDTBXH 第 2 号及び第 3 号

<sup>10</sup> 感染症の予防及び予防に関する法律第 50.3 条

<sup>11</sup> 労働法第 98.3 条

<sup>12</sup> 労働法第 31 条、布告 05/2015/ND-CP 第 8 条

#### 4. 従業員は、合法的に就業を拒否し、又は事業場を離れることができる

就労の継続又は事業場への滞在に際して、従業員の健康又は生活に対する明白かつ重大な脅威がある場合には、従業員は、合法的に出勤を拒否し又は勤務場所を離れ、賃金満額の支払いを受けることができる。この場合、従業員は、直属の上司に直ちにかかる脅威を報告しなければならない。使用者は、脅威が残る限り、労働者に労働の継続や事業場へ戻るよう要求することは許されない<sup>13</sup>。



おおや かずひで  
**大矢 和秀**

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所代表 パートナー弁護士  
[k\\_ohya@jurists.co.jp](mailto:k_ohya@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A等幅広い案件に携わる。



マイ ティ ゴック アン  
**Mai Thi Ngoc Anh**

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[mai.thi.ngoc.anh@jurists.jp](mailto:mai.thi.ngoc.anh@jurists.jp)

マイケル ダグラス  
**Michael Douglas**

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[michael.douglas@jurists.jp](mailto:michael.douglas@jurists.jp)

<sup>13</sup> 労働法第140.2条



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 臼杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

### 台北

**西村朝日台湾法律事務所**  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。